

福島第二原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2026年 2月 5日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

2025年11月18日以降に発生した放射線防護に係る不適合

件名	発生年月日	概要	要因分類
①一時立入者における汚染検査をしていない物品の管理区域外持出しについて	2025.11.20	一時立入者の所有物において、管理区域からの物品持ち出し手順と異なる方法で、管理区域外へ物品の持ち出しがあった。	ヒューマンエラー
②管理区域内への不要物品の持ち込みについて	2025.11.25	一時立入者が管理区域退域する際、ポケットに飴が入ったまま管理区域に入域していたことを確認した。	ヒューマンエラー

①一時立入者における 汚染検査していない物品の管理区域外持出しについて

不適切事例

一時立入者の所有物において、管理区域からの物品持ち出し手順と異なる方法で、管理区域外へ物品の持ち出しがあった。

事象詳細

一時立入者が管理区域内で使用した物品(SDカード)を作業服のポケットに入れたまま身体汚染検査所を通過したため、汚染検査の測定をせずに管理区域外へ持ち出しました。当該物品は記録のために計算機に装着していたものであり、汚染の可能性が極めて低いものであった。立入エリア、移動経路などの情報から汚染拡大がないことを確認するとともに、改めて通常の物品持ち出しの手順にて測定を行った。

原因

案内者は、管理区域からの退出前に一時立入者が汚染検査対象物品を持っていないことの確認をしなかった。

【管理上の影響】

- 当該物品に汚染がないこと、立入エリア、移動経路にも汚染がないことを確認できているため、管理上の影響はなし。

【正しいふるまい】

- 管理区域から退出する際、携行しない使用物品は必ず汚染検査を実施し汚染のないことを確認してから管理区域外へ持ち出す。

対策

- 管理区域から退出する際、必ず案内者が一時立入者と一緒に、物品の汚染検査所前で汚染検査対象品が揃っていることを確認してから退域する。

守らなければならない理由

管理区域外への放射性物質の外部への影響を抑制するため、管理区域から持ち出す物品は汚染検査を行い基準を満足することを確認して持ち出す必要がある。（法令要求）

②管理区域内への不要物品持ち込みについて

不適切事例

一時立入者が管理区域退域する際、ポケットに飴が入ったまま管理区域に入域していたことを確認した。

事象詳細

一時立入者は、管理区域から退出する際に、飴（持込禁止物品）を汚染検査装置にて測定し管理区域外へ持ち出した。案内者が汚染検査装置を通過した携行品を一時立入者に返却する際に持込禁止物品に気が付き、管理区域へ持ち込んだことを確認した。

原因

一時立入者は、ガム、飴等飲食物について具体的に持込禁止物品と案内されなかつたため認識していなかった。また、案内者は、当社社員が一時立入の事前打ち合わせにおいて不要物品及び携帯電話、たばこ等の持込禁止物品について案内していたから問題ないと思っていた。

【管理上の影響】

- ・管理区域内での飲食については禁止されており、案内者が飴を口にしていないことは確認できている。万が一、持ち込んだ飴を口に入れた場合は、内部取り込みに繋がるおそれがあった。

【正しいふるまい】

- ・管理区域へ入域する際は、不要な物品及び持込禁止物品（携帯電話、たばこ、飲食物）を持ち込まない。

対策

○当社社員は、立入前の打合せにおいて注意事項として不要物品や持込禁止物品（携帯電話、たばこ、飲食物）について読み上げ案内する。

○案内者は、一時立入者に対して現場出向前にポケット等の確認を対面にて依頼し持込禁止物品の有無を確認する。
持込禁止物品があった場合は控室においてもらい、それを確認する。また、管理区域入域前にも再度ポケット等の確認を依頼し、持込禁止物品の無いことを確認する。

守らなければならぬ理由

放射性物質の吸入摂取や経口摂取の恐れがある場所での喫煙や飲食は法令により禁止されており、飲食物を誤って口に入れた場合、内部取り込みに繋がるおそれがあるため。